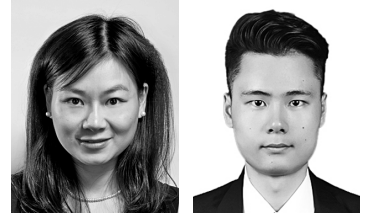


# 中国の知的財産権保護における オンライン情報に対する 証拠保全の実務について



執筆：中国弁護士 **李 蕾**，中国弁護士 **田 壮壮**  
翻訳：翻訳士 **陳 蓉**



## 要 約

中国では、インターネット産業が急成長を遂げている一方、ネット上の知的財産権侵害も多発している状況である。オンライン情報が常に変化しているため、侵害事実の確保は従来より一層困難になっている。現時点でオンライン公証は最もよく利用される証拠保全の手段である。一方、第三者によるタイムスタンプサービスは、公証役場に行かなくても電子データを保全することが可能であるため、オンライン公証の代替案として多くの権利者に利用されつつある。

本稿では、オンライン公証関連の法規定及び政策を整理した上で、実務の観点からオンライン公証の一般的な手続及び注意事項を説明し、事例と併せて各種の知的財産権保護のためのオンライン公証の考え方を検討するとともに、タイムスタンプによる証拠保全を従来のオンライン公証と比較し、タイムスタンプのメリット及びリスクを分析する。

## 目次

1. はじめに
2. オンライン公証関連の法規定及び政策
3. オンライン公証の一般的な手続及び注意事項
  - (1) オンライン公証の一般的な手続
  - (2) 手続上の注意事項
4. 知的財産権保護のためのオンライン公証の類型及び実務
  - (1) 侵害に係る証拠及び知名度の証拠の保全
  - (2) 商品の購入及び受取過程に対する公証
  - (3) メールのやり取り及びチャット記録に対する公証
5. 知的財産権関係のオンライン証拠保全におけるタイムスタンプの活用
  - (1) タイムスタンプの概要
  - (2) 従来のオンライン公証とタイムスタンプの比較
6. まとめ

## 1. はじめに

2019年の「中国インターネット発展状況統計報告書」<sup>(1)</sup>によると、2019年6月時点では、2018年末に比べて、中国のインターネット利用者数は2,598万人増加し、8.54億人となり、インターネット普及率は1.6%増の61.2%に達した。中国におけるインターネット産

業が急成長を遂げている一方、ネット上の知的財産権侵害も多発している状況である。様々なオンライン侵害行為に対応するために、公証による侵害事実の確保は、権利者が中国で権利保護及び権利行使を行う上で欠かせない重要な手段となっている。

本稿では、オンライン公証関連の法規定及び政策を整理した上で、実務の観点からオンライン公証の一般的な手続及び注意事項を説明し、事例と併せて各種の知的財産権保護のためのオンライン公証の考え方を検討するとともに、タイムスタンプによる証拠保全の方法と要点を詳しく分析する。

## 2. オンライン公証関連の法規定及び政策

中国の「民事訴訟法」第69条では、「裁判所は、法定手続により公証を受けた法律事実及び文書を事実認定の根拠とすべきである。ただし、公証により証明されたものを覆すに足る反証がある場合はこの限りではない。」と規定されている。中国では、公証によるネット上の知的財産権侵害に係る証拠の確保は、最も一般的に採用され、かつ司法機関及び行政機関に認められている証拠保全の方法である。

中国政府は近年、知的財産権関係のオンライン公証を推進するよう様々な政策を打ち出している。オンライン公証は中国の知的財産権保護制度の重要な手続きの一環として、中国における知的財産権保護水準の向上に大きな役割を果たしている。

### 3. オンライン公証の一般的な手続及び注意事項

#### (1) オンライン公証の一般的な手続

2012年2月22日に中国公証協会が公布した「インターネット電子証拠の保全に係る公証に関する指導意見」によれば、中国におけるオンライン公証の一般的な手続は以下の通りである。

##### (i) 公証手続の申請

公証役場に公証手続を申請する際に、申請表に関連情報を記入するとともに、主体資格証明書類を提出しなければならない。自然人の場合は身分証明書、法人の場合は法人資格証明書類及びその法定代表者の身分証明書、その他の組織の場合は組織資格証明書類及びその責任者の身分証明書を提出することが要求される。もし権利者は公証手続を他人に委任する場合、その代理人は委任者の委任状を提出しなければならない。法定代理人又はその他の代理人はその代理権限の証明書類を提出する必要がある。また、知的財産権関係の公証手続を申請する場合、上記の必要書類以外に、商標登録証、特許証、著作権登録証書などの知的財産権証明書類を提出する必要がある。

##### (ii) 公証役場による審査

公証役場は通常、申請者が公証申請事項と利害関係がないかを審査する。知的財産権関係の公証において、申請者は当該知的財産権の権利者であり、かつその提出した知的財産権証明書類は、中国の法律に認められているものであることが要求される<sup>(2)</sup>。実務上、商標登録証、特許証、著作権登録証書のコピーまたは知的財産権行政管理機関の公印が押印された権利証明書類を提出すれば十分である。

代理人の代理資格も審査の重点である。実務上、公証に係る知的財産権が複数の子会社に所有されている場合、代理人は個々の子会社からそれぞれ代理権限を取得する必要がある。当然ながら、権利者全員が共同で委任状を発行するのはより効率的で便利な方法であろう。

##### (iii) 申請の受理

公証手続の申請が受理された後、担当公証人が指定

され、受理日、公証手続の申請の法律上の意味及び与える影響が当事者に通知される。通知内容、方法及び日付は記録され、申請者又は代理人による署名が行われる。

##### (iv) 公証手続の実施

公証の対象となる事項によっては、公証手続が異なる場合もある。具体的な実施方法については、第4章で詳しく説明する。

##### (v) 公正証書の発行

公証役場は審査により、公証申請事項が「公証法」及び関連規定を満たしていると判断した場合、通常、受理日から15営業日以内に当事者に公正証書を発行する。

##### (vi) 公正証書及び公証記録の保管

公正証書が発行された後、担当公証人は3ヶ月以内に公正証書及び関連書類を整理し、保管しなければならない。

通常、1件の公証につき、申請者が申請した部数の公正証書を作成するだけでなく、公証役場に保管される公正証書も1部作成する。実務上、通常、1件の公証につき、少なくとも3部の公正証書（うち、1部は権利者により保管され、1部は代理人により保管され、1部は訴訟用である）を申請する必要がある。

#### (2) 手続上の注意事項

公証人は、公証手続を実施する際に、公正証書の証明力を確保するために、関連書類について形式上の審査を行うべきとされている<sup>(3)</sup>が、実務上、公証人の不注意により、公証手続や関連書類に不備が生じる可能性がないとは言い切れない。万が一不備がある場合、公正証書の効力が認められない可能性もある。従って、権利者又は代理人は、公証手続が法規定に適合するよう公証人に積極的に協力し、柔軟に対応する必要がある。

##### (i) 主体資格の瑕疵

主体資格の瑕疵は主に、①権利者の名称が申請者と一致しない、②代理人名義で公証手続を申請するという2種類がある。

##### ① 権利者の名称が申請者と一致しない

中国「公証法」第11条の規定によれば、如何なる事項に係る公証手続も、当事者または当事者の代理人が当事者の名義で申請しなければならない。大手企業の場合、その傘下の複数の子会社がそれぞれ異なる知

的財産権を所有するケースが多く見られるが、このような大手企業が公証手続を代理人に委任する場合、委任状に記載された委任者は、公証手続に係る知的財産権の権利者と同一であることが要求される。もし委任状に記載された委任者は、知的財産権証明書類に記載された権利者と一致しない場合、公証手続が受理されない<sup>(4)</sup>。

また、海外の権利者は中国の代理機構に公証手続を委任する場合、公証役場に公証認証済みの委任状を提出しなければならない。公証認証の所要期間が長く、コストも高く、万が一委任状には委任者の記載漏れや誤記が発生した場合、経済的損失はともかくとして、訴訟の時効または立証の期限が経過してしまう可能性もあり得るため、委任状の記載に不備がないよう十分に注意する必要がある。

## ② 代理人名義で公証手続を申請する

「公証法」第31条、「公証手続規則」第19条の規定によれば、公証役場は、公証の対象となる事項と利害関係のない者による公証手続の申請を受理しない。原則として、公証手続は、当事者本人またはその代理人が当事者の名義で公証役場に申請する必要がある。もし代理人は自らの名義で公証手続を申請する場合、たとえ公証役場に受理され、公正証書が発行されたとしても、代理人は係争法律関係の当事者ではなく、公証の対象となる事項と利害関係がないため、その公正証書の効力が裁判所に認められないのが一般的である。

貴州市高級裁判所が審理した商標権侵害訴訟事件<sup>(5)</sup>において、被告による原告の商標が付された侵害品の販売について、原告の代理人は自らの名義で公証役場に公証手続を申請した。法廷尋問では、被告は、本件に係る公証手続の申請者が不適格であるため、当該公正証書が採用されるべきではないと主張した。

海外の権利者から発行された委任状について、公証認証を行わなくても公証手続を申請することが可能と断言する代理機構もあるが、公証認証を行わない場合、所要期間の短縮やコストの低減が実現できるとは言え、公正証書の効力が裁判所に認められない可能性が高いと思われる<sup>(6)</sup>。

### (ii) 公証手続の瑕疵

公証手続の瑕疵は主に、①管轄外の公証役場への公証手続の申請、②法定期間が経過した公正証書の発行、③証拠物の署名・押印漏れ、封印日の記録漏れなどがある。公正証書の効力は、公証人が法定の手続に

沿って公証業務を確実に遂行しているかにかかっている。

## ① 管轄外の公証役場への公証手続の申請

「公証法」第25条の規定によれば、自然人、法人又はその他の組織は公証手続を申請する場合、その住所地、常居所、行為地又は事実の発生地にある公証役場に申請することができる。「公証手続規則」においても、省、自治区、直轄市の司法行政機関は公証役場の設置又は変更を審査する際に、当該公証役場の職務執行区域を決定すると規定されている。しかし、実務上、コスト低減の観点から、公証費用が比較的安い公証役場に公証手続を申請し、公証役場の管轄の問題を見逃してしまうケースも珍しくない。管轄外の公証役場に公証手続を申請する場合、その公正証書の効力は裁判所に認められない。

ある著作権侵害訴訟事件<sup>(7)</sup>において、原告は、被告の侵害行為を立証するために、河南省鄭州市の公証役場の公証人が濮陽市で公証手続を行うことを申請した。法により公正証書が発行された後、裁判所へ訴えを提起した。濮陽市中級裁判所は審理の上、鄭州市の公証役場が双方の当事者のいずれか一方の住所地、常居地に位置しておらず、行為地又は事実の発生地とも関連性がないことから、その公正証書は法規定に適合せず、採用されるべきではないとして、原告の請求を棄却した。

当該判決は、最高裁の再審で取り消されたが、権利者は高額な訴訟費用のみならず、大きな訴訟リスクを負わざるを得なかった。最高裁の見解によると、本件において、鄭州市の公証役場は職務執行区域を超えて公証手続を行ったとは言え、公証法の関連規定に基づき、司法行政機関は公証役場に対し行政処罰を下すことができるが、当該公正証書が無効であることを意味するものではない。

上記の裁判例からも分かるように、管轄区域を超えて発行された公正証書の効力について、裁判所の見解が分かれている。訴訟リスクを回避するために、公証役場の管轄区域に注意し、権利者又は代理人の住所地、常居地、侵害行為地もしくは侵害事実の発生地にある公証役場に公証手続を申請する必要がある<sup>(8)</sup>。

## ② 法定期間が経過した公正証書の発行

「公証法」及び「公証手続規則」においては、公証役場は公証手続の申請を受理してから15営業日以内に公正証書を発行しなければならないと明文化されている。公証人は公証手続の一部始終を正確にかつ詳し

く記録し、公正証書を適時に作成することが義務付けられている。

湖南省高級裁判所が審理した商標権侵害及び不正競争紛争事件<sup>(9)</sup>において、原告は2013年11月25日に公証役場に公証手続を申請したが、公正証書の発行日は2014年3月4日であり、公証行為の実施から公正証書の発行まで3ヶ月程度かかった。湖南省高級裁判所は審理の上、合理的な事由による公正証書の発行の遅延は、必ずしも公正証書の無効を意味するものではないが、本件の場合、公正証書の発行日は公証行為の実施日よりはるかに遅れていると判断した。公正証書の記載内容の真正性及び客観性を検証するために、裁判所は公証役場の公証業務記録を調べたところ、当該業務記録も公正証書も2014年3月4日に作成されたものであることが判明した。従って、当該業務記録は、公正証書の記載内容の真正性及び客観性を裏付けることができない。これにより、裁判所は、当該公正証書に大きな瑕疵があり、真正性を欠いているとして、その効力が認められるべきではないと判示した。

湖南省高級裁判所の見解によると、当該公正証書の発行日が公証行為の実施日よりはるかに遅れているため、当該公正証書は、実際の公証手続の実施状況を示しているとは考えられず、また、公証業務記録と照合しても公正証書の記載内容の真正性及び客観性を証明することができないため、当該公正証書が採用されるべきではない。

上記の裁判例からも分かるように、申請者にとっては、公証は決して受理されれば安堵できるものではなく、公証人が法規定に従って公証手続を行い、有効な公正証書を発行するよう監督することも非常に重要であると考えられる。申請者は、公証人が公証過程の詳細を細かく記録するよう確保する必要がある。もし訴訟において裁判所は公証役場に公証業務記録の開示を要求する場合、その記録は公正証書の適法性及び証明力を裏付ける最後の切り札になる。また、公証手続を実施した後、申請者は、公正証書が法定期間内に発行されるよう公証機構に適時に進捗を確認する必要がある。もし特別な事情により法定期間内に公正証書が発行できない場合、公証手続の再申請を行い、または公証役場に公正証書の発行遅延を説明する書面を発行するよう求めたほうが望ましいと思われる。

③ 証拠物の署名・押印漏れ、封印日の記録漏れ  
「公証法」及び関連法規定によれば、ネット上で購

入された物品の受取について証拠保全を行う場合、公証人は、購入された物品を現場から公証役場に持ち帰り、封印しなければならない。封印紙には、公証人の署名又は押印、公証役場の公印の押印が必要となり、封印日を明記しなければならない。これは、公証人の行為を規制するのみならず、公証役場の社会的信頼性を示すものでもある<sup>(10)</sup>。署名又は押印がなく、封印日が明記されていない証拠物について、適法な出所を特定できず、または公正証書の記載内容と照合できない場合、当該証拠物は有力な証拠として採用されない可能性があると考えられる。

黒竜江省高級裁判所が審理した商標権侵害訴訟事件<sup>(11)</sup>において、原告は、被告が許諾を得ずに原告の登録商標が付された医薬品を販売していることを発見した後、被告の侵害行為について公証を行った上で、訴訟を提起した。

黒竜江省高級裁判所の見解によると、原告が提供した公正証書には、その購入した医薬品のロット番号が記載されておらず、添付写真に写した医薬品の外箱にあるロット番号の表記が不鮮明であり、封印箱には公証の実施日、店舗の名称、購入場所などの詳細情報の記載がなく、使い捨ての封印シールが使用されておらず、封印紙にある公印は印刷されたものである。被告は、当該ロット番号の被疑侵害品を販売したことがないと主張したのに対して、原告は、被告による当該ロット番号の被疑侵害品の販売に係るその他の証拠を提供していないため、当該公正証書及び添付写真のみで被告による被疑侵害品の販売を証明するには不十分であるとされている。

原告が提供したその他の証拠は、被告による侵害行為を証明することができるが、上記の公正証書に記載された被告の主な侵害行為は最終的に裁判所に認められなかった。従って、裁判所は損害賠償の算定にあたり、上記の公正証書の記載を考慮せず、公証費用の2,000元（約3.0万円に相当）を原告の合理的支出に計上しなかった。主な侵害事実が認められなかったため、最終的な損害賠償認定額は2,156元（約3.2万円に相当）のみとなった。

以上により、申請者は公証業務の全過程において公証人が適法に手続を実施するよう監督する必要がある。また、公正証書及び公証に係る証拠物の証拠能力を確保するために、申請者は証拠物を受領した後、公正証書の記載と証拠物にある封印紙、署名又は押印、

日付と一致しているかを逐一確認することも肝要となる<sup>(12)</sup>。

#### 4. 知的財産権保護のためのオンライン公証の類型及び実務

ネット上の知的財産権侵害行為が多発している中、知的財産権保護のためのオンライン公証の需要も増加の一途をたどっている。よく見られるオンライン公証の類型としては、主に侵害に係る証拠及び知名度の証拠の保全、商品の購入及び受取過程に対する公証、メールのやり取り及びチャット記録に対する公証が挙げられる。

##### (1) 侵害に係る証拠及び知名度の証拠の保全

通常、権利者は、自らの知的財産権を保護するために、ネット上で知的財産権侵害に係る証拠、自らの商標及びブランドの知名度の証拠を調べる必要がある。侵害に係る証拠及び知名度の証拠を収集した後、これらの証拠に係るウェブページについて公証手続を申請することができる<sup>(13)</sup>。ウェブページ公証は、通常、パソコンの画面キャプチャ機能を利用して対象ウェブページへのアクセス過程を記録し、Word ファイルに保存する必要がある。侵害に係る証拠及び知名度証拠の保全は基本的に同じ方法で行われる。

##### (i) 事例の紹介

広東省高級裁判所が審理した商標権侵害及び不正競争紛争事件<sup>(14)</sup>において、原告の商標は第14類の宝飾品などの商品において登録され、司法機関及び行政機関に何度も馳名商標<sup>(15)</sup>と認定された。原告は、被告が原告の商標文字と類似度の高い文字を商標及び商号として長期的に使用し、公式サイトで加盟店の募集を行っていることを発見した。被告の公式サイトに掲載情報によると、その加盟費用は年間2万元（約30万円に相当）であり、加盟店は計232店舗あり、26省をカバーしている。原告は、被告の上記行為が商標権侵害及び不正競争を構成するとして、被告の公式サイトにおける関連掲載内容について公証を行った上で、訴訟を提起した。

広東省高級裁判所は審理の上、被告が許諾を得ずに第14類の宝飾品などの商品において原告の商標と類似する商標を使用し、商標権侵害を構成し、また、原告の知名度の高い商標を商号として使用し、不正競争を構成するとした。また、損害賠償の算定において、

原告が提供した公正証書から、被告の公式サイトでは、加盟費用は年間2万元（約30万円に相当）であり、加盟店は計232店舗あり、26省をカバーしていると明記されていることが証明される。それに、別の行政判決書によると、被告は、その侵害商標の登録を維持するために、30以上の省で計226の加盟店を有していることを証明できる書類を証拠として裁判所に提出した。広東省高級裁判所はこの二つの証拠を照合し、被告が2年間で侵害商標の使用により加盟費用として少なくとも2万元×232店舗×2年=928万元（約1.4億円に相当）を獲得したと推定した。原告の商標の知名度、被告による商標権侵害及び不正競争に係る侵害情状、侵害標識の侵害に係る所得への貢献度、被告の主観的悪意などを考慮した上で、被告は、600万元（約0.9億円に相当）の損害賠償を負担すべき旨の判決が下された。

##### (ii) 注意事項

侵害に係る証拠について公証を行う際に、公正証書の効力を確保するために、以下の幾つかの点に注意する必要がある。

##### ① パソコンのクリーンアップ・検査

インターネット及びコンピュータ技術が急速に成長する中、オンライン公証の真正性、正確性、客観性を確保することが一層困難になっている。従って、オンライン公証を行う際に、まず公証に使われるパソコンのクリーンアップ・検査を行い、かつ画面キャプチャ機能を利用してクリーンアップ・検査の過程を記録する必要がある。IEブラウザを例として、クリーンアップ・検査は、主に①インターネットの閲覧履歴の削除、②日付・時刻合わせ（中国国家授時センターの公式サイトにアクセスし、公証手続が行われた正確な日時を表示させる）、③対象ウェブページのソースコードの表示（保存されたウェブページを開き、右クリックして「ソースファイルを見る」をクリックし、画面をキャプチャする）という三つのステップがある。

##### ② ウェブサイトの運営者情報の保全

オンライン侵害情報について公証を行う際に、侵害主体を特定するために、侵害サイト及び侵害EC店舗の運営者情報を保存する必要がある。侵害サイトについては、「中国工業情報化部ドメイン名情報届出管理システム」の公式サイト（[beian.miit.gov.cn/publish/query](http://beian.miit.gov.cn/publish/query)）でその運営者情報を調べることが可能である。

### ③ 店舗の経営者情報の保全

大手 EC サイトに出店した店舗については、店舗ページで当該店舗の経営者情報を確認することができる。Tmall 店舗を例として、店舗ページにアクセスし、店舗評価画面で「企業資格」を確認すると、当該店舗の経営主体及び法定代表者などの事業者登記情報が表示される。

### ④ 侵害者の氏名及び連絡先情報の保全

公証の対象となるウェブページは、侵害者が運営する公式サイトである場合、ページ内にその主要な責任者の氏名や連絡先など重要な情報が掲載される場合が多い。これらの情報を完全に保全する必要がある。もし当該責任者は侵害会社のシニア管理職である場合、上記の情報は、侵害行為の裏付け証拠となる。また、もし後日に当該連絡先を利用して侵害品を購入し、購入過程について公証を行う場合、上記の掲載情報は当該連絡先の裏付け証拠となる。

### ⑤ 侵害箇所の保全

実務上、侵害者は複数の知的財産権侵害行為を同時に実施するケースが多々見られる。特に商標権侵害のほかに、著作権侵害、意匠権侵害も同時に行うのが典型的な侵害パターンである。もし同じウェブページ又は EC 店舗で複数の侵害箇所がある場合、公証手続を行う際に、通常、これらの侵害箇所を全て保全する必要がある。

### ⑥ 過去の侵害情報に対する保全

侵害行為の継続期間は、損害賠償の算定における重要な考慮要素の一つである。大手 EC サイトの商品ページでは、通常、当該商品の過去の販売履歴を調べることができる。過去の販売履歴について公証を行う場合、侵害行為の継続期間を立証することが可能である。

### ⑦ 侵害規模情報の保全

侵害規模とは、侵害品の販売量及び販売金額を指す。これも損害賠償の算定における重要な考慮要素の一つである。大手 EC サイトの商品ページでは、一定期間内の当該商品の販売量が表示される。過去の合計販売量ではなくても、侵害規模の裏付け証拠として役立つ。もし短期間で大量の侵害品が販売されたと確認された場合、長期的な侵害により高額な利益を獲得したと推定される。

### ⑧ 虚偽宣伝情報の保全

消費者の信頼感を向上させるために、多くの侵害者は、そのウェブサイト又は EC 店舗で「〇〇ブランド

の代理店」、**「〇〇ブランドの独占許諾を取得」**などの情報を掲載するが、このような行為は虚偽宣伝であり、不正競争に該当すると解される。虚偽宣伝に係る情報についても保全を行うことにより、侵害者への抑止力の向上が期待されるとともに、より高額な損害賠償の獲得にもつながる。

### ⑨ 権利者の商業信用に悪影響を及ぼす可能性のあるその他の情報の保全

侵害者がネット上で長期的に品質の悪い侵害品を販売することにより、ブランドの評判が悪化するの**は必至である**。ブランドの評判が最もよく反映されるのは商品のレビュー欄である。侵害店舗の商品ページのレビュー欄における悪評率は正規代理店よりはるかに高いことは言うまでもない。侵害店舗の商品ページのレビュー欄について保全を行うことにより、その侵害行為が権利者の商業上の信用に直接的な損害を与えたことを立証することが可能である。

## (2) 商品の購入及び受取過程に対する公証

権利者は EC サイトで侵害情報を発見した場合、侵害品のオンライン購入、配送、受取及び開封の全過程について、撮影又は録画の方法により公証を行う必要がある。これにより、侵害者がネット上で侵害品を販売したことが立証される。

### (i) 事例の紹介

広州市知的財産裁判所が審理した**実用新案権侵害紛争事件<sup>(16)</sup>**において、原告は 2016 年 2 月 19 日に中国**国家知的財産局に携帯電話用スタンドに係る実用新案を出願し、2016 年 9 月 7 日に権利付与された**。原告は調査により、被告が Tmall<sup>(17)</sup> 店舗で、原告の許諾を得ずに上記の実用新案を侵害した製品の販売、販売許諾を行っていることを発見した。原告は、当該店舗における侵害品の購入及び受取過程について公証を行った上で、広州市知的財産裁判所へ訴えを提起した。

裁判所は、公証役場で封印された製品は原告の実用新案権を侵害した**ものとし、公正証書の記載により、当該製品は被告が販売したものであるため、被告の行為が実用新案権侵害に該当すると判断した**。オンライン購入及び受取過程について公証を行うことにより、証拠物である侵害品を保全するとともに、侵害品の出所の立証も可能である。

### (ii) 注意事項

商品の購入過程及び受取過程については、それぞれ

異なる公正証書が発行される。購入過程に対する公証は、実質的にウェブページ公証と変わらないため、前記の通りに、パソコンのクリーンアップ・検査を行い、ウェブサイトの運営者情報、店舗の経営者情報、侵害者の氏名及び連絡先情報、侵害情報を保全する必要がある。一方、受取過程に対する公証は、現場公証の一種であり、その一部始終を撮影し、写真を公正証書に添付する必要がある。購入過程及び受取過程について公証を行う際に、以下の幾つかの点に注意する必要がある。

① 商品の購入及び決済の際に、代理人が用意したアカウントを使用する

ECサイトで侵害品を購入する際に、アカウントを登録し、モバイル決済アプリ又はインターネット銀行などを利用して代金を支払う必要がある。法廷尋問の際に、原告は商品の購入及び決済の記録をその場で提示することが要求される場合が多く、代理人が用意したアカウントを使用すると、法廷での購入及び決済記録の提示がより便利である。

また、ここで注意すべき点として、オンライン購入過程について公証を行う際に、アカウント入力過程を画面キャプチャ又は録画により保全しなければならない。全ての購入情報はECサイトのアカウントに記録されるため、アカウントは公正証書の真偽を判断する重要な根拠となる。

② 店舗側とのチャット記録の保全

通常、ネット上で侵害品を購入する前に、まず当該製品が権利者の許諾を得た正規品であるか、当該店舗が権利者の許諾を得た正規代理店であるか、店舗側に問い合わせる必要がある。もし相手方は、権利者の許諾を得た正規品であると答えた場合、相手方は明らかに権利者の知名度を便乗しようとする意図があることが証明される。もしデッドコピー品又は模倣品であると答えた場合、その模倣品販売に係る侵害事実が証明される。また、更なる侵害情報を入手するために、製品の産地や製造業者について問い合わせることも考えられる。これらのチャット記録を保全することにより、侵害者の悪意を立証することができると思われる。

③ 侵害品の購入については、少なくとも2件以上購入する

訴訟及び知的財産権管理の観点から侵害品を購入する際に、少なくとも2件以上を購入する必要がある。1件は、正規品と比較し、侵害事実を確定するために、

代理人に保管される。もう1件は、訴訟のために公証役場にて証拠物として封印される。

④ 購入過程公証と受取過程公証は互いに裏付ける必要がある

購入過程及び受取過程について公証を行う際に、購入者のECサイトのアカウントページに表示された郵便物の追跡番号は、購入者が受け取った郵便物の配達伝票に記載された追跡番号と一致する場合、購入過程公証と受取過程公証の関連性が証明される。ただし、購入過程について公証を行った時点で、購入された商品が発送されていない場合、郵便物の追跡番号が生成されず<sup>(18)</sup>、公正証書には当然追跡番号が表示されないため、購入過程公証の公正証書と受取過程公証の公正証書との関連性を証明することができない。

この問題を解決するには、法廷尋問において、オンライン購入過程公証の購入者（通常、権利者の代理人又は従業員である）は裁判官に商品購入ページを提示することが考えられる。商品購入ページに表示された注文番号がオンライン購入過程公証の公正証書の記載と一致し、商品購入ページに表示された郵便物の追跡番号が郵便物の配達伝票に記載された追跡番号と一致する場合、受取過程公証で封印された製品は、侵害者がネット上で販売したものであることが証明される。

購入過程公証と受取過程公証の関連性を立証するために、購入過程公証の段階で注文番号及び詳細の注文情報（製品の種類、仕様、数量、価格、型番など）を保全しなければならない。商品の受取段階において、郵便物の配達伝票に記載された追跡番号が商品購入ページに表示された郵便物の追跡番号と一致することを確認し、郵便物の全ての内容物を撮影する必要がある。

また、複雑な事件については、オンライン購入及び受取の全過程を裁判官により分かりやすく提示するために、商品を受け取った後、購入者の購入情報について再度公証を行い、注文番号及び郵便物の追跡番号を保全することも考えられる<sup>(19)</sup>。即ち、商品を受け取った後、公証役場のパソコンで前回の購入過程公証に使われたアカウントにログインし、注文情報ページ及び配達情報ページを保全する。これにより、購入過程公証と受取過程公証の関連性がより分かりやすく証明される。

⑤ 侵害品の開封及び封印

前記の通りに、郵便物の追跡番号の保全が非常に重要である。公証の効力を確保するために、通常、郵便

物の開封及び封印において、以下の幾つかの点に注意する必要がある。

まず、開封前に、製品の包装全体を撮影する必要がある。開封の際になるべく製品の包装を壊さないよう十分に注意する必要がある。

開封後に、内容物を全て取り出し、撮影する。特に侵害に係る商標文字又はロゴ、著作物のロゴ、外観のデザインなど、侵害品にある重要な侵害情報を撮影する必要がある。撮影した後、内容物を包装に戻して再度封印する。

封印後に、公証役場は、元の開封箇所に公証役場専用の封印紙を貼り付ける。封印紙には、担当公証人による署名又は押印の上、封印日及び公証事件番号を明記しなければならない。また、封印紙にある署名又は押印、日付、事件番号を撮影しなければならない。

公正証書を受領した後、封印紙にある署名又は押印、日付、事件番号が公正証書の記載と一致しているかを確認する必要がある。

### (3) メールのやり取り及びチャット記録に対する公証

中国では、近年知的財産権保護が強化されている中、ECサイトにおける侵害品の販売に係る法的リスクが高まっており、侵害コストも向上している。一部の侵害者は、知的財産権侵害に係る法的リスクを回避するために、Weibo、WechatなどのSNSを利用して匿名で侵害品の宣伝情報を発信するようになった。購入者はその提示した連絡先で侵害者に連絡し、Wechat及びメールで取引の交渉を行い、契約書を締結する。このようなメールのやり取り及びチャット記録について公証を行うことにより、取引の交渉の詳細のみならず、契約書や侵害品の情報なども公正証書に記載される<sup>(20)</sup>。

#### (i) 事例の紹介

浙江省寧波市中級裁判所が審理した特許権侵害訴訟事件<sup>(21)</sup>において、原告は、被告が製造、販売、販売許諾を行ったコンベアベルト製品が原告の特許権を侵害したとして、裁判所へ訴えを提起した。

本件に係る侵害品を購入するために、原告代理人は、メールで侵害者と契約書を締結し、製品の発送及び受取情報などを確認した。原告は、上記のメールのやり取り及び添付書類について公証を行った。裁判所は公正証書の記載により、双方が本件に係る契約書を

締結し、契約書に基づき代金支払い、製品の発送及び受取などを行ったとした。購入される製品を原告の特許と比較した上で、当該製品が侵害品であると判断した。

#### (ii) 注意事項

メール及びチャット記録は、侵害事実の有効な裏付けとなる前提として、その記載内容には、侵害者の身分、購入された製品の種類、製品の納品方法、支払い方法などが示されていることが要求される。メールのやり取りについて公証を行う場合、以下の幾つかの点に注意する必要がある。

##### ① 代理人のメールボックスの使用

法廷尋問では、メールのやり取りの内容を検証するために、原告はその場でメールボックスを開くことが要求される場合が多い。もし公証に使われたメールボックスが権利者の仕事用のメールボックス又は個人用メールボックスである場合、証人の出廷又はメールボックスの所有者による声明書への署名が要求され、手続きが煩わしくなり、訴訟コストの増加にもつながる。

##### ② メールのやり取りに対する公証の全体的な流れ

メールのやり取りに対する公証は、ウェブページ公証と同様にパソコンのクリーンアップ・検査が必要である。クリーンアップ・検査を行った後、メールボックスのログイン画面においてアカウント及びパスワードを入力する際に、入力されたアカウント名を画面キャプチャしなければならない。メールボックスにアクセスし、公証の対象となるメールをクリックし、メールの本文を画面キャプチャする。添付ファイルがある場合、全部ダウンロードしてから、開いて閲覧する。ダウンロードの過程及び開いたファイルについても画面キャプチャする必要がある。

##### ③ 添付ファイルの保存

ダウンロードされた添付ファイルは、公証役場のパソコンで開けない場合もある。従って、全ての添付ファイルを一旦保存し、法廷で自らのパソコンで開いて確認することも可能である。また、添付ファイルのサイズが大きく、ダウンロードに時間がかかる場合、前もってディスクに保存することも可能である。ディスクには事件番号を明記するとともに、公証人が署名し、日付を記載しなければならない。

## 5. 知的財産権関係のオンライン証拠保全におけるタイムスタンプの活用

中国最高裁判所が2019年に公布した「民事訴訟の



証拠に関する最高裁判所の若干規定」の第93条及び第94条では、第三者の生成した各種の電子データが関連要求に適合した場合、裁判所はその真正性を確認しなければならないと規定されている。これにより、公証役場以外の電子データ保全サービスを提供する第三者機構から発行された証拠保全書類も、その真正性が司法機関に認められる可能性が高いと想定される。第三者機構によるタイムスタンプサービスは、第三者による電子データ保全サービスの一種として、中国で多くの権利者に利用されつつある。本章では、タイムスタンプについて簡略に説明した上で、タイムスタンプによる証拠保全を従来のオンライン公証と比較し、タイムスタンプのメリット及びリスクを分析する。

### (1) タイムスタンプの概要

タイムスタンプとは、連合信任タイムスタンプサービスセンターが発行する電子認証であり、電子データに付与されたタイムスタンプの時刻以降に、電子データが改ざんされておらず、完全性が保たれていることを証明するものである。

実務上、タイムスタンプの証明力は、操作ガイドラインに従ってタイムスタンプが発行されたか否かにかかっている。タイムスタンプに使用されるパソコン及びインターネット環境についてクリーンアップ・セキュリティ検査を徹底的に行い、証拠保全の全過程においてパソコン画面を録画することが要求される。

### (2) 従来のオンライン公証とタイムスタンプの比較

タイムスタンプと従来のオンライン公証は、いずれも電子データを保全することが可能であるが、証拠保

全の実施場所、実施時間、手続、証明力、数量の制限で明らかに異なっている。

表1からも分かるように、従来のオンライン公証に比べて、タイムスタンプは、実施場所及び実施時間を柔軟に選定することができるため、電子データを適時に保全することが可能である。

## 6. まとめ

インターネットが急速に成長する中、知的財産権が一層活用され、一部の分野ではコア競争力になりつつある。重要な知的財産権を所有する権利者は、知的財産権から大きな経済的利益を取得し、インターネット経済の更なる成長を推し進めている。ネット上で多発する知的財産権侵害への対策は、権利者が自らの適法な権利利益を保護するための重要な課題となっている。

中国では、各種のオンライン知的財産権侵害情報を適時に保全することにより、権利保護及び権利行使の効率を最大限に向上させることができると思われる。また、申請者がオンライン公証及びその他の証拠保全を行う際に、法定の要求に従って手続を実施するよう細心の注意を払うことが必要となる。手続や書類において些細な不備があっても、訴訟で公証及び証拠保全の効力が認められず、敗訴になり、時間や労力が無駄になる可能性がある。権利行使における権利者の利益の最大化を実現するために、最適な証拠保全方法を選定し、保全の対象となる事項を全面的に収集し、整理する必要がある。

今後の知的財産権保護において、オンライン公証及びその他の証拠保全方法が一層活用され、証拠保全の種類も多様化することが見込まれる。

表1：従来のオンライン公証とタイムスタンプの比較

項目	従来のオンライン公証	タイムスタンプ
実施場所	通常、公証役場のパソコンを利用して公証を行う。もしネットカフェなど公共の場所で公証を行う場合、公証人が任意にパソコンを指定する必要がある。	インターネットに接続しているパソコンを利用すれば、いかなる場所においても公証を行うことが可能。
実施時間	1～3日前に事前に公証役場に予約することが要求される。	予約が不要で、いつでも実施することが可能。
手続	比較的簡単で、通常、ウイルス対策ソフトの実行が不要である。	手続が複雑で、操作ガイドラインに確実に従うことが要求される。そうでなければ司法機関に認められない可能性がある。
証明力	証明力が高い。「民事訴訟法」の規定によれば、公証により保全された事項は、反証がない限り、法廷で事実と認定されるべきである。	タイムスタンプの証明力が徐々に認められるようになり、操作ガイドラインに従って保全された電子データは、司法機関に採用される可能性が高い。
数量の制限	通常、一回の公証で証拠保全の対象となるウェブページの数量が制限されない。	一件のタイムスタンプで一つのファイル（ウェブページ、画像、または動画）しか保全できない。

(注)

- (1) 中国インターネット情報センター, 第44回『中国インターネット発展状況統計報告書』, [http://www.cac.gov.cn/2019-08/30/c\\_1124938750.htm](http://www.cac.gov.cn/2019-08/30/c_1124938750.htm), 2020年4月17日
- (2) 張文章ほか, 公証制度新論, pp.260 (2005), 厦門大学出版社
- (3) N. P. Ready, Brooke's Notary (twelfth edition), pp.71 (2002), Sweet & Maxwell
- (4) 劉疆, 中国公証, 2006.3, pp.66~79 (2006)
- (5) (2013) 黔高民三終字第161号判決書
- (6) 崔軍, 中国公証, 2011.10, pp.12~28 (2011)
- (7) (2016) 最高法民申1828号裁定书
- (8) 宋永潔, 黒河学刊, 2012.7, pp.89~108 (2012)
- (9) (2016) 蘇01民終9661号判決書
- (10) 梁超, 渭南師範学院学报, 2013.7, pp.4~22 (2013)
- (11) (2015) 黒知終字第55号判決書
- (12) 張衛平, 中国公証, 2011.7, pp.102~133 (2011)
- (13) Mc John, M Stephen, Northwestern Journal of Technology and Intellectual Property, 2006, pp.212 (2006)
- (14) (2019) 粵民終957号判決書
- (15) 馳名商標とは, 司法機関や行政機関が中国全土において高い知名度を有する商標として公式に認定するものである。
- (16) (2018) 粵73民初54号判決書
- (17) 中国語圏では一般ネットユーザーに商品を販売することで有名なウェブサイトである。
- (18) ECサイトで商品を購入した場合, 通常, 購入された商品が発送された時点で郵便物の追跡番号が生成され, 商品購入ページに表示されるが, 商品を購入した後すぐに商品が発送されるとは限らない。購入過程について公証を行った時点で郵便物の追跡番号が生成されていない場合が多々見られる。
- (19) 浙江省高級裁判所課題組, 法律適用, 2011.1, pp.69~88 (2011)
- (20) 孫豊, 企業科技与發展, 2018.3, pp.101~120 (2018)
- (21) (2013) 浙甬知初字第352号判決書

(原稿受領 2020.5.8)